

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号、令和7年(ワ)第419号
志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北 野 進 外184名

被 告 北 陸 電 力 株 式 会 社

令和8年8月24日

準 備 書 面 (39)

金沢地方裁判所 民事部合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

乾 と



同

美 谷 拓



同

川 島



目 次

第1	はじめに	3
第2	原告ら第6 2 準備書面について	3
1	「第1 はじめに」について	3
2	「第2 外部電源喪失の危険性」について	4
3	「第3 シビアアクシデント対策の不備」について	10
4	「第4 被告の技術的能力の欠如」について	14
5	小括	18
第3	新規制基準適合性審査の進捗状況等	18
別 表		21

被告は、本準備書面において、令和 8 年 1 月 9 日付け原告ら第 6 2 準備書面に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は平成 2 4 年 9 月 2 6 日付け答弁書の例による。

第 1 はじめに

令和 6 年能登半島地震において、本件原子力発電所は、1 号機及び 2 号機とも、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に何ら問題は生じておらず、本件原子力発電所に設置しているモニタリングポストの数値に変化はなく、外部への放射能の影響もないことは、令和 7 年 9 月 1 6 日付け被告準備書面 (37) 第 2 で述べたとおりである。

これに対し、原告らは、令和 6 年能登半島地震により、「志賀原発では、以下のように多くのトラブルが発生した」（原告ら第 6 2 準備書面 2 頁）などと述べ、「志賀原発の運転は差し止められなければならない。」（同 2 1 頁）と主張する。

そこで、以下、原告ら第 6 2 準備書面に対して必要と認める範囲で反論するとともに（後記第 2）、令和 6 年能登半島地震の知見も踏まえた本件原子力発電所に係る新規制基準適合性審査の進捗状況等について述べる（後記第 3）。

第 2 原告ら第 6 2 準備書面について

1 「第 1 はじめに」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①令和 6 年能登半島地震により本件原子力発電所に多くのトラブルが発生したにもかかわらず、被告は、原子炉施設の安全確保に何ら問題は生じていないと強弁しており、安全思想

の欠如を示している、②令和6年能登半島地震は想定内の地震動であったにもかかわらずトラブルが発生しており、本件原子力発電所が稼働していたとしたら、また、震央がもう少し近かったとしたら、重大事故に至っていた可能性があったと主張する（原告ら第62準備書面2ないし6頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

令和6年能登半島地震において、本件原子力発電所は、1号機及び2号機とも、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に何ら問題は生じておらず、本件原子力発電所に設置しているモニタリングポストの数値に変化はなく、外部への放射能の影響もないことは、これまで繰り返し述べてきたとおりである。

イ ②について

原告らは、本件原子力発電所において「より深刻なトラブルが生じ、重大事故に至っていた可能性が十分にあった。」（原告ら第62準備書面6頁）と述べるが、単なる憶測ないし想像を述べるものに過ぎない。

なお、原告らは、より大きな地震動が到来した場合について述べるが、原子力発電所の安全上重要な施設は基準地震動を超える地震動に対しても安全上の余裕が確保されていることは、平成27年10月8日付け被告準備書面(18)第2章第1で述べたとおりである。

2 「第2 外部電源喪失の危険性」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①令和6年能登半島地震により外部電源が一部喪失

した、②東北地方太平洋沖地震を経ても、新規制基準においては外部電源の耐震重要度分類（Cクラス）の見直しは行われず先送りされた、③令和6年能登半島地震を経ても、被告は、変圧器にSクラスと同程度の耐震性を持たせるといった抜本的な対策を講じていない、④非常用ディーゼル発電機は、故障・トラブルを多く孕む機器であり、外部電源の耐震性向上を図ることが不可欠であると主張する（原告ら第62準備書面6ないし10頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

被告は、東北地方太平洋沖地震後、本件1、2号機いずれも外部電源5回線から供給できるよう電路を増設しているところ（乙A73の7頁）、令和6年能登半島地震に際し、本件1、2号機の外部電源は、5回線中3回線が維持されており、安全上問題は発生していないことは、令和6年10月17日付け被告準備書面(35)第2の3(1)イ(i)aで述べたとおりである（乙A193の別紙2の10、11頁。なお、所内の電源は1回線で供給可能である。）。

また、被告は、令和7年9月30日、残り2回線についても、移動式変電所により受電を可能としており、現在、本件1、2号機いずれも全5回線が使用可能となっている（乙A242の添付資料）。

さらに、被告は、本件原子力発電所において、建設時より、非常用電源として、非常用ディーゼル発電機を備えており、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、非常用ディーゼル発電機が喪失した場合の電源として、代替電源設備を確保するとともに、非常用ディーゼル発電機や代替電源設備等に必要な燃料を確保

するため軽油タンクを設置していることは、準備書面(37)第3の5(3)ウで述べたとおりであって(乙A47の66ないし68、73、8-1-129、8-1-130頁、乙A73の7、8頁)、外部電源について殊更問題視する原告らの主張は、何ら理由がない。

この点、山中伸介・原子力規制委員会委員長は、令和6年2月14日の参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会において、「北陸電力志賀原子力発電所では、今回の地震発生の直後においても外部電源五回線のうち二回線から受電し、一回線を予備として待機させる体制が維持されており、さらに、非常用ディーゼル発電機は一号機が三台、二号機は二台が待機中、各種電源車についても合計六台が使用可能な状態にございます。」(乙A243の7頁)と述べている。

イ ②及び③について

原告らは、「福島第一原発事故においては、津波による非常用ディーゼル発電機の浸水がクローズアップされているが、そもそも外部電源が確保されていれば、全交流電源喪失という事態は生じなかった」(原告ら第62準備書面8頁)と述べた上で、東北地方太平洋沖地震に際し東京電力福島第二原子力発電所では外部電源が維持されたことを強調するが、そもそも、東京電力福島第一原子力発電所においては、津波による配電盤の機能喪失により全交流電源喪失に陥り炉心損傷に至った一方、福島第二原子力発電所が冷温停止に至ったのは、配電盤の機能が維持されたことによるものであるから(乙B58の43頁、乙B216の50、51頁)、外部電源が確保されていれば全交流電源喪失に陥らなかったとする原告らの主張は前提におい

て誤りである。

また、原告らは、新規制基準の検討・策定過程における案の一部を引用し、外部電源の耐震重要度分類がCクラスであることを批判するとともに、東北地方太平洋沖地震や令和6年能登半島地震における変圧器の損傷について述べるが、平成26年9月24日付け被告準備書面(11)第3の5(2)や、同年12月9日付け被告準備書面(13)第2章第5の2等で述べたとおり、新規制基準は、事故等の発生時は、外部電源系による電力供給は期待すべきではないことを前提としており、かかる分類は合理的であって、国際的な基準にも沿うものである（大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号104ないし107頁、名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414号123頁）。

この点、山中委員長は、令和6年1月10日の記者会見において、「外部電源に基本的に期待をしないというのが、我々の新しい規制基準の考え方でございます。外部電源が全て失われた上でも、止める、冷やす、閉じ込めるということが機能として発揮できるように、電源の多重性、あるいは多様性の確保ということに新規規制基準（引用者注：原文ママ）では求めていますので。特に、変圧器だけ耐震性を上げましても、外部電源がきっちりと確保できるという保証はございませんので、そこだけを強化するというのは今のところ考えておりません。」

（乙A244の21頁）と述べており、同年2月14日の参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会においても、「今回の志賀原子力発電所でも、外部電源以外にも必要な非常用電源設備が確保されていたと承知しております。こうしたこ

とから、外部電源系の耐震性に関わる規制の考え方を変更する必要はないと考えております。」(乙A243の19頁)と述べている。

さらに、原告らは、外部電源の耐震重要度分類についての裁判例を挙げるが、福井地方裁判所平成26年5月21日判決・判例時報2228号72頁(甲D1)は控訴審の前掲名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414号71頁(確定)において、福井地方裁判所平成27年4月14日決定・判例時報2290号13頁(甲D4)は異議審の福井地方裁判所平成27年12月24日決定・判例時報2290号29頁(乙D27。確定)において、大津地方裁判所平成28年3月9日決定・判例時報2290号75頁(甲D5)は抗告審の前掲大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号4頁(確定)において、いずれも取り消されている。

その他、原告らは、瀬瀬一起(こうけつ・かずき)氏の学会発表を引用するが(甲B433)、同氏は、地震学の専門家であって、耐震工学や機械工学の専門家ではなく、同発表の内容は専門外の分野について述べたものに過ぎず、新規制基準の合理性を否定する根拠とはならない。

ウ ④について

原告らは、原子力規制委員会の第62回技術情報検討会(令和5年11月30日)の資料等を摘示するが、その後の第66回技術情報検討会(令和6年7月25日)、第74回技術情報検討会(令和7年7月31日)及び第79回技術情報検討会(令和8年5月28日)において、非常用ディーゼル発電機

は、船用、発電用等として実績のあるディーゼル機関を採用しており、東北地方太平洋沖地震に際しても最長で約268時間連続運転しているほか、令和6年度及び令和7年度に実施した24時間連続運転試験の結果も良好であったことなど高い信頼性を有していることが報告されている（乙B217ないし乙B219。第66回技術情報検討会の概要は令和6年度第27回原子力規制委員会（令和6年8月28日）において、第74回技術情報検討会の概要は令和7年度第27回原子力規制委員会（令和7年8月27日）において、第79回技術情報検討会の概要は令和8年度第18回原子力規制委員会（令和8年7月1日）においてそれぞれ報告されている。）。

なお、原告らは、第62回情報検討会における石渡明委員（当時）の発言を挙げて、「非常用ディーゼル発電機の耐用年数も定かでなく、経年劣化の危険性も指摘されている」（原告ら第62準備書面10頁）などと主張するが、同氏は、地質学や岩石学の専門家であって、機械工学の専門家ではなく、当該発言は専門外の分野について述べたものに過ぎず、新規制基準の合理性を否定する根拠とはならない。

また、原告らは、令和6年1月16日に本件1号機の非常用ディーゼル発電機1台が停止したことを述べるが（原告ら第62準備書面10頁）、被告は、本件1号機の非常用ディーゼル発電機3台のうち2台は健全であることを確認するとともに、停止した1台についても、その後に実施した実負荷試験において異常がないことを確認しており、本件原子力発電所の安全上問題となるものではない（乙A193の別紙2の4頁）。

この点、山中委員長も、令和6年1月24日の記者会見に

において、上記停止について、「電源の多重化、多様化、あるいは1号機、2号機の融通ということについても既に対策は講じて、実施をしてきていただいておりますので、特段その点について、今回のディーゼル発電機の故障が、ものすごく重大だったという認識は持っておりません。」（乙A245の14頁）と述べている。

3 「第3 シビアアクシデント対策の不備」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①令和6年能登半島地震における本件原子力発電所敷地内での段差の発生や石川県輪島市での地盤の隆起を踏まえると、今後、地震によって本件原子力発電所敷地内で隆起が発生する可能性がある、②新規制基準における重大事故等対策は可搬型設備が中心となっているが、地震により可搬型設備が機能しない危険性がある、③特定重大事故等対処施設等が「バックアップ対策」とされ、設置に猶予期間が設けられていることに合理性は認められない、④特定重大事故等対処施設等に基準地震動を超える地震動に対する頑健性が要求されていないことは不合理であると主張する（原告ら第62準備書面11ないし17頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

原告らは、本件原子力発電所から数十キロメートル離れた石川県輪島市において発生した地盤の隆起について述べるが（原告ら第62準備書面11、12頁）、新規制基準においては、地盤の隆起についても審査対象とされていること（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈3条）、被告は、同適合性審査の申請に当たり、

本件原子力発電所周辺において、大規模な地盤の隆起を引き起こすような断層がないことを確認していること（乙A47の6-3-236、6-3-237、6-3-285ないし6-3-287頁）、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所周辺においては顕著な隆起は認められず、本件敷地は平均約4センチメートル程度の沈降にとどまっていること（乙A189の95ないし100頁）は、いずれも準備書面(37)第3の3(3)で述べたとおりである。

なお、原告らは、「敷地内の79か所の地点で地盤沈下が生じており、高圧電源車の使用箇所付近でも段差が発生」したと述べるが（原告ら第62準備書面11頁）、本件1号機高圧電源車使用箇所付近の道路で生じた段差は数センチメートル程度であり、同電源車の通行も含め安全上問題となるものではなく、被告は再舗装を完了していることは、準備書面(35)第2の3(1)イ(i)eで述べたとおりである（乙A193の別紙2の3頁）。

また、原告らが、「約35cmの段差が発生」（原告ら第62準備書面11頁）したと述べる物揚場は、敷地前面海域において埋め立てた場所であり（乙A193の別紙2の9頁）、そもそも電源車が通行する場所ではない。

イ ②について

そもそも、新規制基準においては、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備を組み合わせることで信頼性の向上を図っていることは、準備書面(11)第3の9(2)イや、平成27年2月26日付け被告準備書面(14)第3章第2の2(1)でも述べたとおりである。

この点、原告らは、「可搬型設備（略）自体の耐震安全性は

要求されていない」、「可搬型設備の設置場所及びアクセスルートについても耐震安全性は要求されていない」と述べるが（原告ら第62準備書面12頁）、新規制基準においては、可搬型重大事故等対処設備については、加振試験等により十分な耐震性を有することを確認するとともに、地震、津波その他の自然現象等を考慮した上で、常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること、そして、想定を大幅に超える自然災害により道路等のアクセスルートが損壊した場合には分散配置されている重機でアクセスルートの復旧を行うこと等についても規定されているところ（乙B169の161、162、175ないし177、206ないし209頁）、かかる規定は合理的である（前掲大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号104頁、前掲名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414号126頁）。

ウ ③について

原告らは、新規制基準の検討・策定過程における発言や案の一部を引用し、それらが最終的に採用されなかったことを批判するようであるが、新規制基準においては、「特定重大事故等対処施設について要求されている機能は、発電用原子炉施設における特定重大事故等対処施設以外の施設によって既に重大事故等対策に必要な機能として要求されていることから、これが設置されていなければ直ちに重大事故の発生及び拡大の防止に支障が生ずるような施設」ではないことを前提に、特定重大事故等対処施設を「更なる機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として」位置付けるとともに、「設置するための審査、工事等に必要な期間を総合的に考慮」して猶予期間を設けると

の判断がなされているところ（乙B169の163ないし166頁）、かかる規定は合理的である（前掲大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号104頁）。

すなわち、「特重施設等が設置されないままに再稼働を認める新規制基準に合理性は認められない」（原告ら第62準備書面15頁）などとする原告らの主張は、特定重大事故等対処施設の位置付けを正解しない独自の見解に過ぎない。

エ ④について

原告らは、新規制基準の検討・策定過程における発言の一部を引用し、それらが最終的に採用されなかったことを批判するようであるが、新規制基準においては、特定重大事故等対処施設には、「基準地震動による地震力が作用することにより特定重大事故等対処施設に属する設備（略）の各部に生ずる応力等が（略）許容限界に相当する応力等に対して余裕を有すること」が要求されている（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈39条4号）。

これは、従前、「基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めること」（乙B169の164頁。改正前実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈39条4号）とされていた規定が、「頑健性を高める」が指す内容の明確化のため、令和4年3月30日付けで改正されたものであり（乙B220の4頁、乙B221の9頁）、改正の前後を通じてかかる規定は合理的である（前掲大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号103頁、前掲名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414号126頁）。

すなわち、「特重施設等に基準地震動 S_s を超える地震動に対する頑健性を要求しない新規制基準は、不合理である」（原告ら第62準備書面17頁）などとする原告らの主張は、特定重大事故等対処施設の耐震性に係る規定を正解しない独自の見解に過ぎない。

4 「第4 被告の技術的能力の欠如」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①国会事故調報告書は、被告を名指しして、経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であると指摘している、②令和6年能登半島地震における被告の対応により①の指摘は正しいものであることが明らかになった、③被告の松田社長は変圧器の破損が想定外であったことを認めており、被告の技術的能力の欠如を示す、④被告の松田社長は原子力関連の人材が不足していることや実務経験不足を認めている、⑤原子炉等規制法43条の3の6第1項3号は技術的能力を要求しており、技術的能力の欠如が明らかになった以上、運転は差し止められなければならないと主張する（原告ら第62準備書面17ないし21頁）。

(2) 被告の反論

ア ①について

原告らは、国会事故調報告書（甲B1）の記載を引用するが、平成27年5月18日付け被告準備書面(15)第2章第3の2で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故の調査・分析を行った各事故調査委員会の報告書において、同事故の分析を離れて、東京電力以外の事業者による原子力発電所の運転について、資本金の額や従業員数等を元にこれを問題視した報告書は国会事故調報告書以外にはなく、当該記載は極めて奇異なもの

である。

そもそも、原子炉設置（変更）許可の審査に当たっては、事業者の経理的基礎及び人員等の事故対応能力についても当然審査対象とされており（原子炉等規制法43条の3の6第1項2号及び3号）、被告は経理的基礎及び人員等の事故対応能力についても問題となるものではないことを確認した上で新規制基準適合性審査申請を行っている（乙A47の3-1、5-1ないし5-9頁）。

イ ②について

原告らは、被告が、令和6年能登半島地震に際し、発表の訂正を行ったことを批判するようであるが、被告は、当該時点において判明した事実を速報として公表するとともに、爾後判明した事実があれば速やかに訂正を行っているのであって、原告らの批判は当たらない。この点、被告は、既に再発防止策を講じている（乙A235の28ないし30頁）。

また、原告らは、令和7年5月14日の山中委員長の発言の一部を引用するが（原告ら第62準備書面19頁）、同委員長は、令和6年能登半島地震直後の令和6年1月10日の記者会見において、「原子力発電所のいわゆる止める・冷やす・閉じ込めるといふ、その重要な情報に関しての大きなところの情報発信というのは間違いなかった」、「大きな項目について何か情報発信のミスがあったとは思いません」と述べており（乙A244の4、12頁）、同月24日の記者会見においても、「重要な情報については、我々のところに伝わってきている」と述べている上（乙A245の2頁）、同年2月14日の参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会においても、「今

回のような緊急時には状況は時々刻々変化するものでございます。(略) その上で、正確な情報が得られれば直ちに訂正したり、状況が落ち着いた後により正確な情報収集に努めたりすることが重要であると考えております。今回の地震発生直後には、北陸電力から原子力規制委員会に対し、幾つかの細かい点については正確な情報が伝わらなかったこともございました。しかしながら、原子力発電所の安全を確認する上で重要となる、止める、冷やす、閉じ込めるに係る情報については正確かつ速やかに伝わってきたと考えております。」(乙A243の11頁)と述べている。

いずれにせよ、以下のとおり、訂正後の事実等を踏まえても、本件原子力発電所の安全上問題となるものではない。

(7) 変圧器について

変圧器については、令和6年能登半島地震に際し、噴霧消火設備が起動したものの、火災は発生しておらず、発電所前面の海に流出した絶縁油も中和、回収が完了し、環境への影響がないことは、準備書面(35)第2の3(1)イ(i)aで述べたとおりである(乙A193の別紙2の1、5頁)。

(i) 津波について

津波については、令和6年能登半島地震に際し、本件敷地前面の津波の遡上高は4メートルであるところ、本件原子力発電所の敷地高さは11メートルであり、安全上問題はないことは、準備書面(35)第2の3(1)イ(i)dで述べたとおりである(乙A189のvii、73ないし93頁)。

(ii) 制御棒駆動機構ハウジングの支持部品について

令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の制御

棒駆動機構に異常はなく、安全上問題は発生していない。

すなわち、本件 1 号機で脱落が確認された、制御棒駆動機構ハウジング支持金具は、制御棒駆動機構を支持するものではなく、同機構の機能に影響はないことから、仮に運転中に脱落事象が発生したとしても、制御棒駆動機構は正常に作動する（乙 A 1 9 3 の別紙 2 の 4 頁）。

この点、山中委員長も、令和 6 年 4 月 1 7 日の記者会見において、「安全上重要な部品ではございませんので、それが落下したということで、何か重大な問題であるというふうな認識ではございません。」（乙 A 2 4 6 の 3 頁）と述べている。

ウ ③及び④について

原告らは、令和 7 年 5 月 1 4 日に開催された令和 7 年度第 8 回原子力規制委員会（議題「原子力規制委員会と北陸電力株式会社経営層による意見交換」）における被告代表者の発言を引用するが、これらはいずれも、令和 6 年能登半島地震の経験を踏まえて本件原子力発電所の安全性向上に取り組むことを述べたものであり（乙 A 2 4 7）、原告らは発言の一部のみを殊更に都合よく引用し、趣旨を曲解している。

この点、被告は、平成 2 6 年 3 月に中央制御室の操作盤と同一の外観・機能を有する「フルスコープシミュレータ」を導入し事故を模擬した異常時の対応訓練を実施するなど運転員の操作習熟を図っており、また、平成 2 9 年 3 月に A B W R を保有する他の原子力事業者と相互協力協定を締結し運転員の技能向上に向けた技術的協力を実施するほか、他の原子力事業者の発電所（東北電力女川原子力発電所、東京電力ホールディング

ス柏崎刈羽原子力発電所、中国電力島根原子力発電所）等へ人員を派遣するなど、技術的能力の向上を図っている（乙A235の13、19、43頁、乙A247の19頁）。

エ ⑤について

前記アで述べたとおり、被告は、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号において要求される技術的能力についても、問題となるものではないことを確認した上で新規制基準適合性審査申請を行っている。

5 小括

以上のとおり、令和6年能登半島地震により、本件原子力発電所の安全確保に何ら問題は生じておらず、原告らの主張はいずれも理由がない。

第3 新規制基準適合性審査の進捗状況等

原子力規制委員会においては、令和6年能登半島地震に係る知見も含めた多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査が行われているところ、第1121回審査会合（令和5年3月3日）においては敷地内断層について、第1168回審査会合（同年7月14日）においては敷地近傍（敷地から半径5キロメートルの範囲）の断層評価について、第1321回審査会合（令和7年2月21日）においては火山について、第1334回審査会合（同年4月11日）においては地下構造について、第1358回審査会合（同年9月12日）においては「震源を特定せず策定する地震動」について、第1405回審査会合（令和8年4月3日）においては敷地周辺（海域）の断層評価について審議がそれぞれ完了するなど（乙A143、乙A186、乙A229、乙A23

0、乙A248ないし乙A250)、新規制基準適合性審査は着実に進捗しており、被告としては、同審査に適切に対応し、本件原子力発電所の安全性を確保することとしている(別表参照。なお、同審査が継続中の現状において、原告らの人格権侵害の具体的危険性が認められないことは、函館地方裁判所平成30年3月19日判決・裁判所ウェブサイトや富山地方裁判所令和7年3月24日判決(乙D69、確定)に判示のとおりである。))。

また、敷地周辺(陸域)の断層評価について、被告は、上記第1405回審査会合において原子力規制委員会に対し、第1371回審査会合(令和7年11月21日)後に公表された2つの文献(①鈴木康弘・後藤秀昭・松多信尚・渡辺満久(2025):1:25, 000活断層図「富来」, 国土地理院。(以下「鈴木ほか(2025)」という)、②宮内崇裕・堤浩之・石山達也・楮原京子・金田平太郎・後藤秀昭・田力正好・廣内大助・松多信尚(編)(2026):日本の活断層総覧、東京大学出版会。)、とりわけ①の鈴木ほか(2025)を踏まえた追加調査(露頭調査、ボーリング調査、反射法地震探査及び薄片観察等)を令和8年3月下旬から開始している旨を説明し、断層や地震動に関する審査を担当する山岡耕春・原子力規制委員会委員からは、被告による追加調査の結果を踏まえて引き続き審議を行う旨のコメントがなされた(乙A250の45頁、乙A251)。

今後、敷地周辺(陸域)の断層評価の審議が完了すれば、審議済みの敷地近傍の断層評価及び敷地周辺(海域)の断層評価とあわせて、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の審議が行われることとなり、上記で述べた地下構造及び「震源を特定せず策定する地震動」も踏まえ、本件原子力発電所の基準地震動 S_s が審議され

ることとなる。

また、現在、敷地周辺（海域）の断層評価等を踏まえ、本件原子力発電所の津波評価について審議されている。

被告は、新規制基準適合性審査について、御庁に適宜報告するとともに、同審査を踏まえ、本件原子力発電所の安全性について主張立証していく予定である。

以 上

別 表

新規制基準適合性審査の進捗状況等について

主な審査項目	進捗状況	関連する主な被告準備書面※1
地質		
・敷地の地質・地質構造	審議完了	準備書面(34)
・敷地近傍の 地質・地質構造	審議完了	準備書面(12)※2
・敷地周辺（陸域）の 地質・地質構造	審議中	
・敷地周辺（海域）の 地質・地質構造	審議完了	
地震動		
・地下構造	審議完了	準備書面(12)※2 (基準地震動Ssのうち、 「特定して」はSs-1～6、 「特定せず」はSs-7 として考慮)
・敷地ごとに震源を特定 して策定する地震動	未審議	
・震源を特定せず策定す る地震動	審議完了	
津波	審議中	準備書面(12)※2
火山	審議完了	準備書面(12)※3
プラント		
・設計基準事故対策	未審議	準備書面(14)※2
・重大事故等対策	未審議	

※1 新規制基準の制定経緯に関する準備書面(準備書面(11)、(13))や、新規制基準適合性審査以外の事項に関する準備書面(例えば司法審査の在り方や主張立証責任(準備書面(9)、(15)、(17)、(22)、(24))、原子力防災(準備書面(36)、(38)))等は記載していない。

※2 今後、審議が完了すれば、あらためて主張を行う予定。

※3 審議が完了したことから、追って主張を補充する予定。